

SELL APP セミナー「企業と環境法」の紹介

上智大学法学部准教授 越智敏裕

廃棄物処理から気候変動への対応に至るまで、環境保全において企業が果たすべき役割は極めて大きい。企業に環境法令を遵守させ、さらには積極的な環境配慮行動に誘導するにはどうすればよいだろうか。環境規制における法令遵守、法的リスク管理、エコラベル、CSR、環境報告書など企業環境法務の現状と課題を、広く企業の立場に立つて議論しようとしたのが、5月23日上智大学で開催された上智大学法学部大学院環境法政策プログラム (Sophia Environmental Law And Policy Program) の第5回セミナー「企業と環境法」であった。

現代において環境配慮を欠く事業運営が許されない以上、企業の環境配慮行動が必ずしも株主の利益に結びつかない場合があるとしても経営者の責任問題とすべきではないこと、そして諸外国の法制では、歴史的経緯の中で経営者による環境配慮が法的に許容されていることが述べられた。そして、それは対照的な、わが国の会社法上の事業報告における空疎な環境情報の提供の実態が語られ、最後に事業報告中に「会社に及ぼす環境に関する重要な事項の記載」がなされるべきとの提案がなされた。

現代企業には環境配慮が不可欠であり企業存続の前提となつていくこと、現在の企業における環境配慮の取組状況、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (環境配慮促進法) の改正による環境報告の義務付けの可能性などが語られた。

その後、吉川教授及び小島弁護士に加え、CSR報告書の監査と作成に長年携わつてこられた五所亜紀子富士フイルムホールディングス株式会社・総務部CSRグループ・担当課長に加わり頂き、パネル・ディスカッションを行った。筆者がコーディネーターを務めたディスカッションでは、まず五所氏から、同社のサステナビリティ・レポートについての具体的な解説があり、環境情報の開示とその意義が具体的に語られた。これを踏まえて、現在の環境報告の問題点、すなわち、環境報告書ないしCSR報告書の作成割合が低いこと、同報告書の記載内容の信頼性に疑問があること、報告書間の比較可能性が乏しいことについて、どのように対応すべきかが討議された。例えば、環境情報の信頼性確保には環境報告の義務付けが有効なのか、ステークホルダーにどのように具体的に提示されるべきか、環境監査が果たして機能しているのか、地球温暖化対策の推進に関する法律や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法) との関係、フリーライドを許し正直者が馬鹿を見るような制度にしないようにするにはどうすればよいか、といった点について意見が述べられた。

また、チッソ、雪印食品、不二家、

ミートホープ、船場吉兆等の例を見るまでもなく、法令不遵守がもたらすリスクと社会的コストを考えれば、現代の企業にとってコンプライアンスが必要であることは自明であるとしても、それを超えて企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)までがなぜ必要とされているのか、企業の利潤追求と環境配慮は本当にトレード・オフなのか、環境管理システム(EMS)

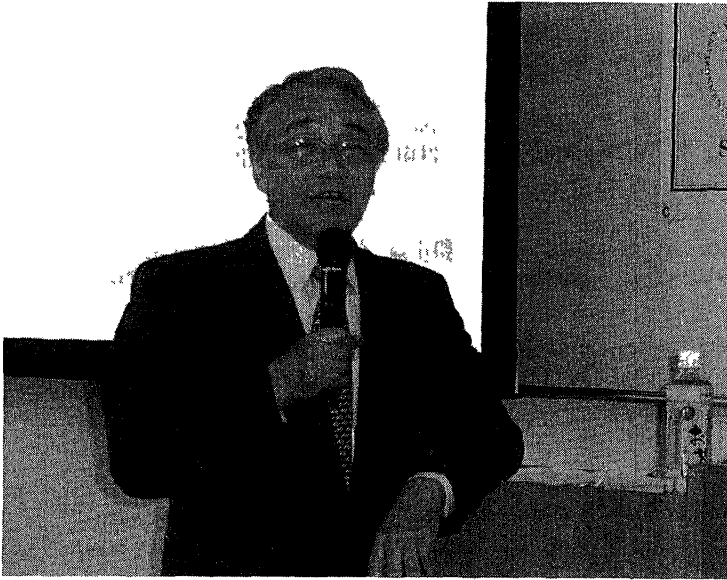
Environmental Management System)は環境配慮に役立つのか、企業による自主的取組みの可能性と限界(すなわち法規制と自主的取組のベストミックス)はどこかという問題について討議された。

最後に、企業行動を決するのは消費者であるが、企業にとつての消費者をテーマとして取り上げた。消費者の環境意識が十分なのか、消費者行動を変えるには何を

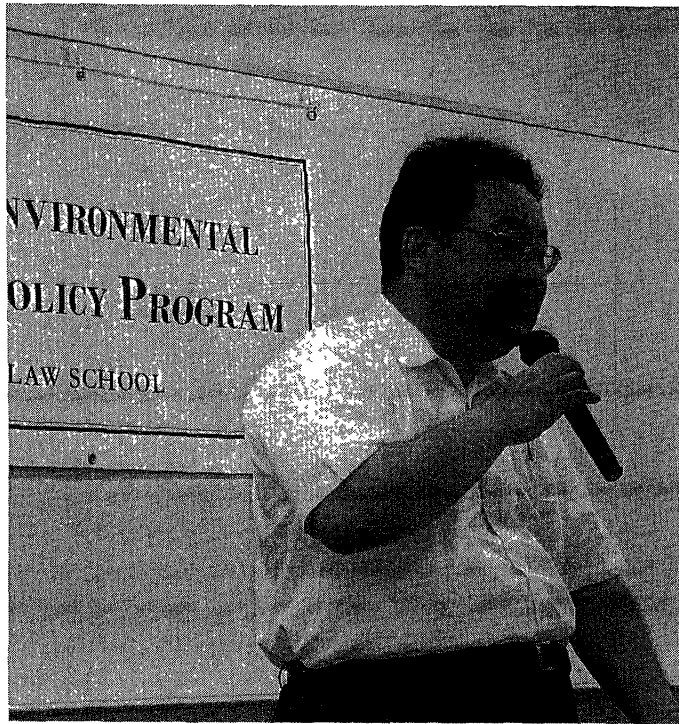
どのようにすればよいか、エコラベル、グリーン購入、エコファースト制度、エコファンドなどの可能性はあるか、さらに先般の古紙配合率偽装についてどのように考えればよいか、といった点について討議された。

本セミナーでは、吉川教授から会社法上の環境情報の取り扱いについての基調講演があり、五所氏が環境報告書ないしCSR報告書作成のエキスパートであったこと

から、環境情報の取り扱いについての議論、換言すれば、環境法政策における環境報告を通じた情報的手法の可能性が議論の中心となったが、企業の環境配慮行動を促進するためには、それだけでは足りず、気候変動対応など国際的視野に立って、実に様々な観点からあの手この手での法政策で現状を変更していくことが必要である。小島報告で語られたように、企業の公害対策の歴史を見ると、長期的視野に立って、environment friendlyな企業こそが発展していくはずであり、またそのような社会にするための法制度と自主的取組が必要とされていること、そして、企業の環境情報や環境報告もその取り扱い次第で、企業の環境配慮を促進する重要なツールとなりうるということが確認されたように思われる。



▲吉川栄一教授の講演



▲小島延夫弁護士の講演

本セミナーは主として法科大学院生を対象に、環境法により深く広い関心を持ってもらうことを目的としていたが、十分にその目的を達成できたものと自負している。